

京都市生活介護事業所開設準備金補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市生活介護事業所開設準備金補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費に含めることができない経費)

第2条 要綱第4条第2項に規定する専ら生活介護の提供の基盤の充実の促進に資するものとはいえない経費は、対象事業所に係る準備事業に要する経費であって、他の事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第2条第3号に規定する事業のうち生活介護の事業以外のものをいう。以下同じ。）の準備又は実施のための経費との区別が明らかでないものとする。

2 前項の経費は、生活介護の事業に係る定員数と他の事業に係る定員数とで按分し、後者に係る額については、補助対象経費に含めることができない。

(交付申請の基準日)

第3条 要綱第6条第1項に規定する基準日は、年度ごとに、次に掲げる日（これが土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合にあつては、その直後の平日）とする。

7月1日

(同時に到達した交付申請に対する決定の順序)

第4条 同時に到達した交付申請については、次の方法により、申請内容の比較をし、要綱第7条第1項の決定を行う際の順位を付すものとする。

- (1) 申請者である法人が非営利法人である交付申請を、最上位とする。
- (2) 前号によっては順序が定まらない交付申請については、対象事業所において受け入れようとする医療的ケア者又は強度行動障害者の合計人数（医療的ケア者に該当し、かつ、強度行動障害者にも該当する者があるときは、これを2人分として計上した合計人数）がより多いものを、より上位とする。
- (3) 前号によっては順序が定まらない交付申請については、対象事業所において受け入れようとする医療的ケア者又は強度行動障害者に係る障害支援区分の値の平均の値がより大きいものを、より上位とする。
- (4) 前号によっては順序が定まらない交付申請については、これらの交付申

請に係る対象事業所がいずれも強度行動障害者を受け入れようとするものであるときは、その行動関連項目の点数の平均の値がより大きいものを、より上位とする。

- (5) 前号によっては順序が定まらない交付申請については、対象事業所において受け入れようとする医療的ケア者の人数がより多いものを、より上位とする。
- (6) 前号によっては順序が定まらない交付申請については、基準日の時点で、対象事業所の所在地が属する圏域（京都市障害者地域自立支援協議会設置要綱別表に定める障害保健福祉圏域をいう。）内に存在する生活介護事業所がより少ないものを、より上位とする。
- (7) 前号によっては順序が定まらない交付申請については、対象事業所に係る開設の日がより先に到来するものを、より上位とする。
- (8) 前号によっては順位が定まらない交付申請については、対象事業所に係る生活介護の用に供する床面積がより広いものを、より上位とする。

附 則

この要領は、要綱の施行の日（令和8年3月30日）から施行する。